

令和4年6月15日開催 東京地方裁判所委員会報告

「民事交通訴訟」について

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 島田 耕一 (45期)

令和4年6月15日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「民事交通訴訟」です。

1 裁判所からの報告

(1) 東京地方裁判所民事第27部(交通部)からの報告

交通事故自体は減少しているものの、事件数は平成30年のピーク時から若干減った程度で、新受件数が年2,000件程度で推移していること、事件が減少しないのは、被害者がインターネット等で多くの情報を得ることが簡単になっていることから交渉では納得が得にくいことや、弁護士特約付の保険が普及し、訴訟経済上合理性のない事件も増加していることが原因ではないかとの説明がありました。

民事交通訴訟の特徴としては、和解率が令和3年度で72.5%に及ぶことで、通常事件の和解率が30%台であることに比べて高い割合とのことでした。その原因としては、「赤い本」や「緑の本」で事案が類型化され、それに基づいて算定された損害額、過失割合について納得が得やすいことが挙げられていました。また、最高裁において、令和2年7月9日、後遺障害による逸失利益の定期金賠償を認める判決が出され、被害者に将来著しい事情変更があったときに対応できるようになったことの説明がありました。

審理手続きについては、Web会議を活用するほか、事案の概要及び損害額一覧表を採用し、訴状及び答弁書にこれらを添付してもらうことにより、双方の主張及びその証拠が一覧でき、原告被告双方の共通認識を形成することが容易になり、重要なポイントについて重点的に審理できるようになったとのことでした。

(2) 東京簡易裁判所からの報告

取り扱う交通事故が主に物損事故であり、実況見分もなされないことがほとんどであるため、当事者の陳述以外の証拠が乏しいことが多かったが、最近ドライブレコーダーの普及により客観的な証拠が増えたとの説明がありました。

また、訴訟が長期化する傾向があるとのことでしたが、その原因は、やはり弁護士特約により、簡易裁判所でも弁護士が代理人に就くことが多くなったことによって、少額訴訟が通常訴訟に移行することも多く、過失割合についても厳しく争われることが増えたことが要因ではないか、とのことでした。

2 意見交換

交通部と警視庁との間で、交通事故の問題点について意見交換する場はないのかとの質問がありましたが、そのような場は設けられていない、とのことでした。

Web会議を利用した和解では、実際に裁判所で行う場合と差異が生じないか、との質問に対しては、Web会議でも、代理人事務所において本人が参加される方法や、裁判所に代理人と本人とで来庁いただくなど、事案毎に柔軟に対応しているとのことでした。

また、両裁判所から、事件の増加や和解が困難になり長期化する原因が弁護士特約により代理人が就くことにあるのではないかと報告があったが、代理人が就くことのメリット・デメリットは何か、との質問については、被害者が泣き寝入りをしなくてもよくなる、という点において弁護士特約は有意義なものと考えているが、代理人が依頼者との信頼関係を築けていないと和解成立が難しくなるのではないかと、また、和解が困難になったのは本人の権利意識が高まったこともあるのではないかととのことでした。

その他に、過失割合、自転車事故、キックボード等についての質問がなされました。

3 次回令和4年11月14日のテーマは「障害のある裁判員・裁判員候補者に対する裁判所の取組み」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207